

町花町木に限らず、四季の草花の植栽は実施する人達の自主的、自発的な発想による計画と内容で実施するもので

す。町花町木に限らず、四季の草花の植栽は実施する人達の自主的、自発的な発想による計画と内容で実施するもので

行政では、施設の周辺や公園・道路などの公有地を行います。第一年度(平成五十七年)では、花壇等の設備や花木を植える努力をし、第二年度(平成八・九年)は、第一年度の内容に加えて、優良事例の表彰や推進イベントを開催することにしています。

▼花いっぱい推進強調年度を設定

町花町木を植えよう!!



すが、特に「植えっぱなし」にならず計画的、継続的な管理を実行して行くことが大切となります。町では、花壇等の設置、苗木・種子代などに要する経費の一部補助制度を検討中です。また啓発や必要な学習を開く場合は、公民館へ申し出ていただければご支援することにしています。

各自治会・団体・事業所内でできることを前向きに話し合ってください。みんなで花と緑に満ちあふれ、潤い豊かなふるさと三隅をすすめます。

平成5年度山口県農業災害緊急対策資金の借入れについて

本年6月からの長雨および台風等により被害を受けた農家に対して、次のとおり低利資金が融資されることになりました。

1. 借受資格者

総所得の5割以上が農業所得である農家で、次の被害を受け、町長の認定を受けた者。

$$\frac{10 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (平年農業総収入額)}} \text{ 以上の被害}$$

2. 貸付限度額

区分	貸付限度額(いずれか低い額)
被害率 $\frac{50}{100}$ 以上	500万円又は被害額
被害率 $\frac{30}{100}$ 以上	300万円又は被害額
被害率 $\frac{10}{100}$ 以上	150万円又は被害額

3. 貸付利率

年3%

4. 償還期限

4年(1年の据置期間を含む)

5. 貸付期間

平成5年9月16日から平成6年2月28日まで

6. 申込先

町長の認定書を添えて農協へ申し込んでください。

野猪被害防止対策事業費補助金交付制度について

最近の甚だしいイノシシの被害に対し、町では今年度から防護柵等の設置に要した経費の一部を補助することになりました。

内容及び申請方法は次のとおりです。

1. 防護方法

トタン柵・電気柵器・網の三種類で、いずれも5年以上の使用に耐えるものとし、木杭や竹杭の経費は対象としない。

2. 対象農地

水田および畑(樹園地を含む)

3. 補助率

防護柵等に係る資材費の2分の1とする。

4. 申請方法

申請書に資材費の領収証と圃場図を添えて、産業課農産係へ提出する。

5. 現地確認

申請があった圃場について、農業委員による現地確認を行います。この確認が済むまで防護柵等はそのまましておいてください。

6. その他

今年度設置分から対象とする。

なお、今年度については、農業連絡員さんを通じて9月30日までに提出してもらっていますが、まだの方は至急産業課農産係(☎43-0080)まで連絡してください。